

大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る企画提案公募要領

大阪府では、離職者や求職者の就職を支援するため、仕事に活かせる知識やスキルを身につけていただく職業訓練を専修学校等の民間教育訓練機関を活用して実施しています。

本事業は、民間教育訓練機関が有する知識やノウハウ等により効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和8年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付きの事業です。

そのため、国との協議が整わない場合や、大阪府の予算が成立しない場合には、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名

大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）

(1) 事業の趣旨・目的

就職に必要な知識や技能を習得させる職業訓練を、専修学校等の民間教育訓練機関に委託して実施し、離職者や求職者の早期就職を支援する。

(2) 事業概要及び委託単価上限額

別添、各委託訓練事業の「仕様書」のとおり。

2 スケジュール

・公募開始	令和7年10月7日（火曜日）
・説明会開催	令和7年10月10日（金曜日）
・質問受付	令和7年10月7日（火曜日）から令和7年10月15日（水曜日）
・企画提案書受付	令和7年10月23日（木曜日）から令和7年11月6日（木曜日） ※11月5日（水曜日）、6日（木曜日）は受付時において内容に不備等があった場合の再提出日です。
・選定委員会	令和7年12月中旬頃
・最終結果公表	令和8年1月中旬頃
・契約締結	} 訓練科目ごとに異なります。
・事業開始	
・事業終了	

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※(1)は、共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。(15)は、共同企業体の構成員のいずれかが有していればよい。）

- (1) 日本国内に営業所を有し、大阪府内において公共職業訓練を開講できるとともに、本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務の的確な処理・個人情報管理体制など、事業実施に必要な能力を有すること。

また、本事業を受託できる財政的健全性を有していること。なお、共同企業体は、申請代表者が構成員相互の関係を調整し、委託金の適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を有していること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法により改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者で、不正行為に係る処分を通知した日から起算して 5 年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして通知を受けてから当該期間を経過していない者でないこと。

(9) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (11) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険等又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(申請日現在において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (12) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (13) 守秘義務を遵守できること。
- (14) 本事業を行うにあたって、大阪府との打合せなどに適切に対応できること。
- (15) 本事業を行うにあたって、関係法令を遵守するとともに、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (16) 共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及び共同企業体構成員の変更は原則として認めない。
- (17) 平成26年度から実施されている職業訓練サービスの質向上をめざす「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(平成23年策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を修了し、かつ、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が各訓練実施施設に在籍していること、又はISO29993(公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)及びISO21001(教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引)をいずれも取得していること。
- (18) 知識等習得コースを提案する場合、過去に開講した同一又は類似の訓練コースにおいて、下記の式により得られる就職率が、連続して3回以上35%未満となっていないこと。
- なお、この項における「就職率」の算定に係る就職者については、知識等習得コース仕様書[16 選考試験、訓練及び就職支援の実施に伴う業務(22) 就職状況の把握及び報告④]に定める就職者に準ずる。

$$\text{就職率} = (\text{訓練修了後就職者数} + \text{中退就職者数}) \div (\text{訓練修了者数} + \text{中退就職者数}) \times 100$$

- (19) 介護職員初任者養成研修科を提案する者は、大阪府内に介護員養成研修事業者の指定を受け、介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)に係る教育訓練を大阪府が設定する月に開講できる者であること。
- (20) 介護福祉士実務者研修科を提案する者は、大阪府内に文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した、又は都道府県知事の指定した介護福祉士実務者養成施設(実務者研修)を有し、介護福祉士実務者養成に係る教育訓練を大阪府が設定する月に開講できる者であること。
- (21) 長期高度人材育成コースのうち、介護福祉士養成コースを提案する者は、学校法人又は社会福祉法人とし、大阪府内に文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した、又は都道府県知事の指定した介護福祉士養成施設(2年課程)を有しており、介護福祉士養成に係る2年課程の教育訓練を令和8年4月1日(水曜日)に開講できる者であること。
- (22) 長期高度人材育成コースのうち、保育士養成コースを提案する者は、大阪府内に都道府県知事が指定した指定保育士養成施設を有しており、保育士養成に係る2年課程の教育訓練を令和8年4月1日(水曜日)に開講できる者であること。
- (23) 上記(21)及び(22)を除く長期高度人材育成コースの科目を提案する者は、①業務独占資格(法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。)又は名称独占資格(法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。)の存する職業に係るものであって、当該資格取得を訓練目標とするもの、②経済産業省により公表されている「ITスキル標準(ITS S)」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの、③学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学

校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）に基づき、文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの、④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了をめざすもの、のいずれかに該当する職業訓練を令和 8 年 4 月 1 日（水曜日）に開講できる者であること。

- (24) 長期高度人材育成コースのうち、介護福祉士養成コース又は保育士養成コースを提案する者は、訓練実施機関における過去の当該コースの実績が、次の①又は②のいずれかを満たすものであること。

- ① 下記の式により得られる直近 1 年（令和 6 年度）の卒業者の就職率が 80%以上
- ② 下記の式により得られる直近 1 年（令和 6 年度）の卒業者の就職率は 80%未満であるが、直近 2 年（令和 5 年度及び令和 6 年度）の卒業者の就職率を平均すると 80%以上

就職率＝（就職者＋中退就職者）÷（卒業者－進学者＋中退就職者）× 100
※委託訓練を受託していた年度は、委託訓練生のみで就職率を算出すること。
※委託訓練を受託していた年度は、進学者は 0 人とみなす。

なお、①又は②の要件に該当しない事業者において、企画提案を希望する場合は、別途厚生労働省との協議が必要となるため、企画提案書受付開始までに大阪府に対して協議の申入れを行うこと。

- (25) 上記 (24) を除く長期高度人材育成コースの科目を提案する者は、訓練実施機関における過去の類似コースの実績が、次の①又は②のいずれかを満たすものであること。

- ① 下記の式により得られる直近 1 年（令和 6 年度）の卒業者の正社員就職率が 80%以上
- ② 下記の式により得られる直近 1 年（令和 6 年度）の卒業者の正社員就職率は 80%未満であるが、直近 2 年（令和 5 年度及び令和 6 年度）の卒業者の正社員就職率を平均すると 80%以上

正社員就職率＝（正社員就職者＋中退正社員就職者）÷（卒業者－進学者＋中退正社員就職者）× 100
※委託訓練を受託していた年度は、委託訓練生のみで正社員就職率を算出すること。
※委託訓練を受託していた年度は、進学者は 0 人とみなす。

なお、①又は②の要件に該当しない事業者において、企画提案を希望する場合は、別途厚生労働省との協議が必要となるため、企画提案書受付開始までに大阪府に対して協議の申入れを行うこと。

- (26) 長期高度人材育成コースの科目を提案する者は、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 101 条の 2 の 7 第 4 号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を下記の「(1) アからキ」により、持参して提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布開始日

令和 7 年 10 月 7 日（火曜日）14 時 00 分から

イ 配布方法

公募要領は、関連ホームページ「令和 8 年度大阪府委託訓練事業の企画提案公募について」

からダウンロード・印刷してください。※郵送による配布は行いません。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/h-oshirase/k350-r08.html>)

ウ 受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 24 階

電話番号：06-6210-9530



エ 提出方法

企画提案書類は下記「オ 電話予約期間」の間に提出日時を電話予約の上、持参してください。(郵送・電子メール等による提出は認めません。)当日は企画提案書類の受付のみを行います。なお、受付した書類に不備や不足等があった場合は、修正した書類を受付期間中に再度提出していただく必要がありますので、可能な限り早期の日程で提出をお願いします。再提出の期限については、補正を求める際に指定します。

オ 電話予約期間

令和7年10月14日(火曜日)10時00分から令和7年11月4日(火曜日)15時00分まで
※複数の訓練実施施設で企画提案を行う場合、企画提案書類は事業者単位で1つにまとめて提出してください。

大阪府商工労働部雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ

(電話06-6210-9530)

カ 提案書類受付期間

令和7年10月23日(木曜日)から令和7年11月6日(木曜日)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から17時00分まで)

※11月5日(水曜日)及び6日(木曜日)は、受付時において内容に不備等があった場合の再提出日としているため、事前予約はできません。

キ 企画提案書類の提出にかかる経費

すべて提案者の負担とします。

(2) 応募関係書類

* 別添の『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』に従って記入・作成してください。

様 式	様 式 内 容	備 考
様式第 A-1 号 様式第 A-2 号	大阪府委託訓練事業（知識等習得・企業実習付コース）企画提案書 大阪府委託訓練事業（長期高度人材育成コース）企画提案書	・企業実習付コースに提案する場合は「企業実習受入先及び所在市町村名」を記入又は一覧を別紙で作成して添付すること。
様式第 A-3 号	訓練実施施設の教室面積と開講時間等	
様式第 A-4 号	デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート	
様式第 A-5 号	直近 2 か年の入学年度における就職状況（令和 7 年 3 月卒業まで）	・長期高度人材育成コースを提案する場合のみ。
様式第 A-6 号	講師名簿	
様式第 A-7 号	使用教材等一覧表	・知識等習得及び企業実習付コースを提案する場合のみ。
様式第 A-8 号 様式第 A-9 号	訓練生の自己負担となるものの一覧表	・長期高度人材育成コースを提案する場合のみ。
様式第 A-10 号 様式第 A-11 号 様式第 A-12 号	〔委託訓練カリキュラム〕 ・知識等習得コース ・企業実習付コース ・長期高度人材育成コース	・提案科目の様式を使用すること。
様式第 A-13 号	委託訓練カリキュラムの作成に関する調書 ・知識等習得コース ・長期高度人材育成コース	
様式第 A-14 号	委託訓練カリキュラムの作成に関する調書 ・企業実習付コース	
様式第 A-15 号	就職支援体制に関する調書	
様式第 A-16 号	大阪府委託訓練実施経費見積書	
様式第 A-17 号	職場見学等実施計画書	・介護系科目を提案する場合のみ。
様式第 A-18 号	デジタル職場実習実施計画書	・デジタル系科目を提案する場合のみ。
様式第 A-19 号	スキル項目・学習項目チェックシート	・デジタル系科目を提案する場合のみ。
様式第 B-1 号 様式第 B-2 号 様式第 B-3 号	訓練実施機関・施設の概要・運営体制	
様式第 B-4 号	就職支援体制	
様式第 C-1 号	企画提案総括票	
様式第 C-2 号	誓約書	
様式第 C-3 号	施設別 運営体制一覧表（複数校で提案している場合）	
様式第 C-4 号	令和 5 年度・令和 6 年度に実施した訓練等における就職状況	

様 式	様 式 内 容	備 考
様式第 C－5 号	障がい者の雇用状況についての報告書	・常用労働者の総数が 40 人未満の場合のみ提出。 ・常用労働者の総数が 40 人以上の場合は、公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（令和 7 年 6 月 1 日）現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写しを提出のこと。（電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたものを提出のこと。）
様式第 C－6 号 様式第 C－7 号 様式第 C－8 号 様式第 C－9 号 様式第 C－10 号	共同企業体届出書 業務委託共同企業体協定書 委任状 使用印鑑届（代表構成員が代表取締役の場合） 使用印鑑届（代表構成員が受任者の場合）	共同企業体で提案する場合に提出（訓練事業毎に作成）
様式第 D－1 号	令和 8 年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る質問票	
企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト		提出書類の記入・作成時の注意事項に従うとともに、セルフチェック済の本様式を提出のこと。
その他の提出書類等	(1) 定款又は寄付行為の写し（法人申請の場合） (2) 法人登記事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）（法人申請の場合） (3) 代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書（発行日から 3 か月以内のもの）（個人申請の場合） (4) 法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記されていないことの証明書（個人申請の場合） (5) 不動産登記事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）、賃貸借契約書の写し等、施設が教室等として使用可能であることが確認できるもの（※1） (6) 訓練実施施設（教室）及び事務室、談話室、コモンスペース等の平面図 (7) 納税証明書（未納税額がないことの証明書）（各 1 部）（発行日から 3 か月以内のもの） ・大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書 ・大阪府内に事業所がない場合、本店管轄の都道府県税事務所が発行する納税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 （上記証明書に未納税額がある場合は、納付した事実がわかる書類の写しを添付） (8) 有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業届出書（許可証）の写し（※該当事業所のみ） (9) キャリアコンサルティング担当者の要件が確認できる書類（キャリアコンサルタント登録証、キャリアコンサルティング技能検定合格証書又は合格通知書、職業訓練指導員免許証など）（いずれも写しで可。該当する資格証が訓練開始までに期限切れとなる場合には、更新予定時期を写しの余白に明記） (10) 職業訓練サービスガイドライン研修の修了証書、修了証明書若しくは受講証明書、又は ISO29993 及び ISO21001 の審査登録証（いずれも写しで可。委託契約を締結する日において有効なものであること。委託契約を締結する日までに期限切れとなる場合には、研修受講予定時期を写しの余白に明記し、契約締結日までに有効な受講証明書等を提出すること。） (11) 介護員養成研修等にかかる「指定通知書」の写し。ただし、指定申請中等の場合は、その旨を記載した文書を添付し、「指定通知書」等が発行され次第、速やかに提出すること。（※介護系科目を提案する場合のみ） (12) 長期高度人材育成コースについて、「介護福祉士養成コース」を提案する場合は介護福祉士養成にかかる「指定通知書」の写し、「保育士養成コース」を提案する場合は保育士養成にかかる「指定通知書」の写し、「その他の養成コース」を提案する場合は当該提案科目にかかる「認可証」若しくは「指定通知書」等の写し、又は職業実践専門課程、専門職学位課程であることが確認できる書面の写し。ただし、指定申請中等の場合は、その旨を記載した文書を添付し、「指定通知書」等が発行され次第、速やかに提出すること。 (13) 様式第 A－10 号又は A－12 号に添付する分析資料（様式自由。A 4 用紙裏表 1 枚。自由提案科目を提案する場合のみ。色分けした折れ線グラフなどを使用している場合はカラー刷りで提出すること。） (14) 公正採用選考人権啓発推進員選任（又は異動）報告書及び新任・基礎研修の受講を証明する書類の写し（※2） (15) 大阪企業人権協議会への加入が確認できる書類の写し（※2） (16) 般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への入会が確認できる書類の写し（※2） (17) 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良	

様式	様式内容	備考
	企業」登録証の写し（※2） (18)カリキュラムで使用する教材の写し（教材の名称、出版社名、価格が確認できるもの） (19)託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価が分かる資料（料金表等）、託児サービスを実施できる施設であることの確認ができる書類（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し等）及び、提案者自らが訓練生のみに対して託児サービスを提供する場合は、その実費（人件費・賃料等）が分かる資料（様式任意） （※託児サービスを提供する場合のみ） (20)長期高度人材育成コースの各科目について、一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に訓練生を入校させる場合は、一般向けに開設している教育訓練における授業料等（入学金・授業料・その他必須と定めている費用）が分かる資料（様式任意）を提出すること。令和8年度の授業料等が未定の場合は、令和7年度の授業料等が分かる資料を添付すること。 (21)学校運営に関する規則等（学則、教学規程、履修規程、学費納入規程、処分規程、別科生細則等。以下「学則等」という。）の写し。（長期高度人材育成コースのみ）	

※1 提案予定の教室が賃貸借契約条件を交渉中である場合は、受付時にその旨を申し出た上で、受付期間中に提出できる場合は追加提出してください。なお、受付期間中に提出できない場合は、「開講3か月前までに契約締結及び賃貸借契約書の写しを提出する」旨を確約する書面を提出してください。

※2 審査基準における「大阪府施策への協力状況」に係る配点を希望する事業者のみ提出してください。その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可。

(3) 企画提案書類の返却

企画提案書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、企画提案書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 企画提案書類の不備

企画提案書類に不備があった場合には、受理しないことがあります。

(5) 提出方法

ア ①ファイルA（科目番号ごとの提案書類）正本1部

※提案する全ての科目番号を1冊に綴ってください。

②ファイルB（訓練実施施設に共通する提案書類）正本1部

③ファイルC（事業者名）ごとの提案書類及び添付書類）正本1部

①、②、③を1部ずつ市販のA4紙ファイルに綴って提出してください。

表紙及び背表紙には下記の【ファイル見本】のとおり、事業者名を記入してください。背表紙は縦書きで記入し、末尾に3cm程度の余白を設けてください。

【ファイル見本】

〈記入例〉 ファイルA
令和8年度 「A」学校法人〇〇

〈記入例〉 ファイルB
令和8年度 「B」学校法人〇〇

〈記入例〉 ファイルC
令和8年度 「C」学校法人〇〇

令和8年度	令和8年度
A	A
学校法人〇〇	学校法人〇〇

↑
背表紙部分

イ 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』はファイルCの一番上に綴じて提

出してください。

- ウ 納税証明書は、原本各 1 部をファイル C に添付してください。
- エ 受付日に、企画提案書の正本（ファイル A、B、C）のファイルをご持参ください。受付の結果、不備事項があった場合は、大阪府から、不備事項の修正や追加書類の提出を求めますので、再度、受付期間中に修正後の企画提案書類や追加書類を提出してください。（不備事項がなかった場合は、受け付けたものとします。）
- オ 受付が完了し、大阪府が受理した後の提案内容の差し替えは認めません。（大阪府が補正等を求める場合を除く）
- カ 企画提案書類の提出にあたって、虚偽の記載をした者は本件公募への参加資格を失うものとします。
- キ 知識等習得コース及び企業実習付コースについては、1 科目番号で複数の開講月を提案することができます。ただし、同一科目番号では、同一の施設での提案とします。
- ク 長期高度人材育成コースについては、4 月開講のみとし、定員数を複数希望することができます。ただし、同一科目番号では、同一の施設での提案とします。
- ケ 受付完了後、様式 A～C の電子データを提出していただきます。
- コ 複数の訓練実施施設で企画提案を行う場合、企画提案書類は事業者単位で 1 つにまとめて提出してください。

5 説明会

(1) 開催日時

令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）10 時 00 分～11 時 30 分 長期高度人材育成コース
13 時 00 分～14 時 30 分 知識等習得コース
企業実習付コース

(2) 開催場所

エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館 11 階セミナールーム
（大阪市中央区北浜東 3－1 4）

(3) 申込方法

申込書に必要事項を記載し、下記申込先まで電子メールにてお申し込みください。送信後、当課からの受信確認メールが届かない場合は、電話にて申し出てください。（電話番号は、本公募要領 4 (1) ウをご参照ください。）

申込先：大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課委託訓練グループ

電子メールアドレス：itakukunren_mg@gbox.pref.osaka.lg.jp

メール件名：「事業者説明会申込（※事業者名記載）」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありませんが、提案予定者は可能な限りご出席ください。

※会場の都合により、参加者は 1 事業者につき 2 名までとします。

(4) 説明会への申込期限

令和 7 年 10 月 9 日（木曜日）正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 7 日（火曜日）14 時 00 分から令和 7 年 10 月 15 日（水曜日）正午まで

(2) 質問方法

様式第 D－1 号の「令和 8 年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る質問票」に質問内容

を記入し、下記アドレスあて電子メールを送信してください。質問票はPDFデータではなく、Wordデータでの提出をお願いします。

メール件名：「離職者訓練質問（※事業者名記載）」と明記してください。

なお、電子メール送信後、必ず電話にてメール到着の確認をお願いします。

* 電子メールアドレス：itakukunren_mg@gbox.pref.osaka.lg.jp

（土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）

（電話：06-6210-9530）

(3) 質問の回答

令和7年10月21日（火曜日）14時00分（予定）

質問への回答は人材育成課ホームページへ掲載し、個別の回答は行いません。

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/h-oshirase/k350-r08.html>）

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による審査を行い、(1)イ、ウに従って、「令和8年度開講予定科目一覧」において設定している科目ごとに最優秀提案者を決定します。

イ 知識等習得コース及び企業実習付コースについて、企画提案の申請は科目単位とします。科目単位の総合得点の最も高い者を最優秀提案者として決定し、受託上限開講月数（※1）及び開講希望月（※2）に応じて契約候補者とします。

その結果、契約候補者が決定されなかった開講月がある科目については、科目の総合得点の高い者から順に、受託上限開講月数の範囲内で、開講希望月に記載された優先順位に応じて契約候補者とします。

ただし、上記手続きを実施してもなお、契約候補者が決定されなかった開講月がある場合は、様式A-1号「5 未選定開講月の開講協議」を希望した者のうち、科目の総合得点が高い者から順に、開講協議を行うことがあります。

詳細は、別添資料『審査方法について』をご覧ください。

なお、同一科目の同一開講月を重複して提案することはできません。

※1 企画提案書（様式A-1号）に記入する、科目ごとの受託可能な開講月の上限数のこと。

※2 企画提案書（様式A-1号）に記入する、受託可能な開講月のうち、優先的に受託したい開講月の順位のこと。

ウ 長期高度人材育成コースについて、企画提案の申請は科目単位とし、定員数を複数希望することができます。ただし、受託できるのは1コースのみとします。

L05については、同一内容のコースを複数コース提案することはできませんが、異なる内容のコースを複数提案し、複数受託することは可能とします。

エ 審査結果が、設定した100点満点中60点（長期高度人材育成コースにおいては90点満点中54点、ただし、L05は87点満点中53点）に満たない場合は、契約交渉の相手方の対象外とします。

オ 審査の合計得点が同点となった場合は、審査項目1）及び2）の審査（訓練実施体制・訓練内容・カリキュラム内容、就職支援体制・就職支援内容）の得点が高い者を上位とします。

前段の場合で、審査項目1）及び2）の審査（訓練実施体制・訓練内容・カリキュラム内容、就職支援体制・就職支援内容）の得点が同点の場合は、就職率実績の高い方を上位とします。

前段の場合で、就職率実績も同率の場合は、就職支援体制の得点の高い方を上位とします。

前段の場合で、就職支援体制の得点も同点の場合は、大阪府施策への協力状況の得点（上限点数ではなくすべてを合算した得点）の高い方を上位とします。

前段の場合で、大阪府施策への協力状況の得点（上限点数ではなくすべてを合算した得点）も同点の場合は、1コース1人1月当たりの訓練実施経費が安い方を上位とします。

カ 円滑な委託訓練の実施を図る観点から、過去2年以内に本事業又は大阪府障がい者委託訓練事業に係る苦情やその他訓練実施に関して大阪府から文書指導を受けた場合は、採点后、10点を減ずることとします。

キ 企画提案書類の内容について、現地調査を行う場合があります。

ク 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

ケ 委託先候補として選定された者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

訓練実施体制等、就職支援体制等、大阪府施策への協力状況、見積価格及び就職率・応募実績について、下表のとおり評価します。

長期高度人材育成コースについては、「託児サービス（3点）」「就職率実績（10点）」は評価の対象としません。また、知識等習得コース、企業実習付コースについては、「応募実績（3点）」は評価の対象としません。

※長期高度人材育成コース以外の全ての訓練コースにおいては、訓練カリキュラムにそれぞれの訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含む科目を1つ以上設定すること。デジタルリテラシーの内容については、本要領18頁「D×リテラシー標準の項目の一覧」を参考にすること。

1) 訓練実施体制・訓練内容・カリキュラム内容（36点）

評価事項		審査基準	点数
最少開講人数	府が示す定員未満での開講の可否	定員の2割以下でも開講する場合 [4点] （定員30人の場合6人以下、定員20人の場合4人以下、定員10人の場合2人以下） 定員の3割以下でも開講する場合 [2点] （定員30人の場合9人から7人、定員20人の場合6人から5人、定員10人の場合3人） 定員の5割未満～3割超でも開講する場合 [1点] （定員30人の場合14人から10人、定員20人の場合9人から7人、定員10人の場合4人） 上記以外 [0点]	4点
託児サービス	「託児付」で科目提案する場合	定員3人以上で託児サービスの提供が 可能 [3点] 不可能 [0点]	3点
施設設備	施設設備は充実しているか。	訓練生1人当たりの教室面積が 2.50㎡以上 [2点] 2.00㎡以上2.50㎡未満 [1点] 2.00㎡未満 [0点] 「訓練時間外等に利用できる教室等（自習室）」と「訓練施設内に訓練生がいつでも自由に談話などに利用できる談話室・コモンスペース」がいずれも 設置されている [1点] 設置されていない [0点]	4点
	障がい者が不自由なく利用	同一建物内に障がい者対応トイレが設置されており、かつ、建物玄関から教室まで車いす等で介助なく移動が	

	可能な施設設備であるか。	可能 不可能	[1点] [0点]	
訓練内容・カリキュラム内容	提案する科目に関連する業種・職種に応じた求人・求職ニーズを把握、分析した上、カリキュラムの設定、時間配分等が仕様書に定める訓練目標、仕上がり像に対応しているか。 【評価の着目点】 ①訓練対象者の設定について ②提案する科目に関連する業種・職種に応じた、求人ニーズ・求職ニーズの把握・分析について ③訓練目標、仕上がり像に対応した人材を育成するための、カリキュラムの設定や時間配分等の工夫について			25点
合 計				36点

2) 就職支援体制・就職支援内容 (44 点)

評価事項		審査基準		点数	
就職支援体制	就職支援に係る責任者及び担当者がそれぞれ配置されているか。	就職支援に係る責任者及び担当者		4 点	
		責任者（1 名）及び担当者（2 名以上）が（週 5 日）で配置されている [2 点] 配置されていない [0 点]			
	就職支援の取組みが充実していると共に、訓練生が求人情報を容易に取得できる環境であるか。	厚生労働省の「ハローワーク求人・求職情報提供サービス」に利用登録し、求人情報のダウンロード内容が閲覧可能なパソコンを 5 台以上設置している			
		設置 [1 点] 未設置 [0 点]			
		有料職業紹介または無料職業紹介の事業の許可（届出）			
		許可又は届出がある [1 点] 許可又は届出がない [0 点]			
就職支援内容	提案する科目に関連する業種・職種に応じた求人・求職ニーズを把握、分析した上での、的確な支援内容か。 【評価の着目点】 ①就職支援項目は豊富か ②就職支援内容は、把握・分析した求人・求職ニーズを踏まえた具体的取組みとなっているか ③就職支援内容は、実現性のある、効果的な取組みとなっているか。 ④充実した就職支援内容とするための、独自の創意工夫があるか			40 点	
合計				44 点	

3) 大阪府施策への協力状況(上限点数は5点とする)

評価事項	審査基準	点数
公正採用選考人権啓発推進員の選任等	公正採用選考人権啓発推進員の選任等	1 点
	推進員を選任し、新任・基礎研修を受講している （※新任・基礎研修は選任者以外の受講でも可） [1 点]	
	上記以外 [0 点]	
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無	1 点
	加入している [1 点]	
	加入していない [0 点]	

就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）〕への加入の有無	1 点
	加入している [1 点] 加入していない [0 点]	
「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無	1 点
	登録している [1 点] 登録していない [0 点]	
障がい者雇用 (企業単位)	障がい者の雇用 〈実雇用率〉 5.00%以上 4 点 4.17～4.99% 3 点 3.34～4.16% 2 点 2.51～3.33% 1 点 〈法定雇用障がい者数超過数〉 7人以上 4 点 5～7人未満 3 点 3～5人未満 2 点 1～3人未満 1 点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4 点
合計		8 点 (5 点)

※公正採用選考人権啓発推進員の選任等、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）への登録について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

※公正採用選考人権啓発推進員の選任は、労働者の採用を行う単位で選任されていること。法人単位での採用の場合は法人本部において、各訓練実施施設単位での採用の場合は各訓練実施施設において選任されていることを要件とする。

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条から第 45 条の 3 までの規定により、その雇用する労働者について、同法 44 条第 1 項に規定する親事業主、法第 45 条の 2 第 1 項に規定する関係親事業主又は法第 45 条の 3 第 1 項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

4) 訓練実施経費の見積価格（価格点）（5 点）

評価事項	審査基準	点数
科目ごとの提案について、「最も低い見積価格（単価）」を最高得点とし、これを基準に「各事業者の見積価格（単価）」を比較して点数化する。	価格点の計算方法（科目ごとに計算） $5 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}} \right) = \text{得点}$ ※上記計算式をもって算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入した数値を得点とする。	5 点

※託児サービス経費については、見積価格（価格点）による評価を行わない。

5) 就職率実績 (10 点)

大阪府から受託した訓練、他府県の委託訓練、求職者支援訓練、その他公的機関から受託した訓練生の就職を目的とする課程や講座・講習等の就職実績がある場合は、職業訓練の就職率実績について、過去2年間〔令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に実施・終了したもの〕の全実績の平均値で評価し、平均値は、下記の計算式により算出することとします。

【計算式】 $(A + B) \div (A + C) \times 100$

※A…各訓練コースにおける「中退者のうち中退就職者数」の合計

※B…各訓練コースにおける「修了者のうち修了就職者数」の合計

※C…各訓練コースにおける「修了者数」の合計

評価事項	審査基準	
過去の就職率実績により配点	区 分	配 点
	90%以上	[10点]
	80%以上 90%未満	[8 点]
	70%以上 80%未満	[6 点]
	60%以上 70%未満	[4 点]
	60%未満	—

6) 応募実績 (3 点) ※長期高度人材育成コースのみ (自由提案科目を除く) (上限点数は3点とする)

直近5か年の入学年度 (令和3年度から令和7年度) の間に、大阪府から委託訓練の受託実績がある場合、受託期間における同一科目の受講生の平均応募倍率に応じて評価します。

【計算例】

科目名 (保育士養成) コース

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
定員数	20	0	15	0	12	A 47
応募者数	20	0	10	0	10	B 40

※平均応募倍率は少数点第2位以下を四捨五入します。

評価事項	審査基準	点数
直近5か年の入学年度における同一科目の受講生の平均応募倍率を点数化	$\text{【3点】} \times B/A = \text{得点}$ ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とし、3点を上限とする。	3 点
直近5か年の入学年度に受託実績がない場合	【3点】	

(3) 審査結果

① 発表

・審査結果は、企画提案を行ったすべての者に対して、令和8年1月中旬頃に郵送で通知します。また、人材育成課のホームページにおいても公表します。

・選定過程の透明性を確保する観点から、公表に際しては、審査において契約交渉の相手方の対象となる点数を得た全ての事業者の名称とその得点・見積価格について、報道提供資料及び人材育成課のホームページにより公表します。

※選定委員会の委員名及び議事要旨 (質疑応答部分) については、審査結果の公表と合わせてホームページに掲載する予定です。

② 契約

- ・ 契約交渉の相手方として決定された者と令和8年4月以降に随時、契約を締結します。
- ・ 契約交渉の相手方として決定された者が、契約締結日までに本要領の「3 公募参加資格」を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外します。また、その場合は、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の企画提案者に対して、企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 各コースごとに契約候補者として決定された者と大阪府の間で協議を行い、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点の事業者と契約締結に向けた協議を行います。その場合、開講月の3か月前までに大阪府から協議の申し入れを行います。
- (2) 知識等習得コース及び企業実習付コースの契約金額の支払いについて、訓練実施経費・託児サービス経費・職場見学等推進費及びデジタル職場実習推進費は訓練期間終了後、就職支援経費及びデジタル訓練促進費は就職支援期間終了後の、精算払いとします。長期高度人材育成コースの契約金額の支払いについて、訓練実施経費は四半期ごと、定着支援費は定着支援期間終了後の、精算払いとします。ただし、訓練期間が年度を跨ぐ場合の訓練実施経費・託児サービス経費の支払いは年度ごとの支払とします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出していただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に於いて、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 実施した同種の訓練コースの就職率が2回連続して35%未満となった場合、当該訓練コースは契約の対象としません。ただし、2回目の当該訓練コースの就職率が35%未満となった場合以降、直近の委託先機関選定までの間において、既に3回目の委託契約の締結又は締結を予定している場合には、大阪府からの改善指導・助言を受けることを前提に3回目の当該訓練コースの契約を認めることとします。その場合、3回目の当該訓練コースの就職率が確定し、かつ35%以上でない限り、4回目の当該訓練コースは契約の対象としません。
なお、この項における「就職率」の算定に係る就職者については、[知識等習得コース 仕様書 16 選考試験、訓練及び就職支援の実施に伴う業務（22）就職状況の把握及び報告④]に定める対象就職者に準じます。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に於いて、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を

受けた者

- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

- (8) (7) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

- (9) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務

契約締結の相手方のうち常用労働者 40 人以上の事業主等については、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組みをしていただく必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター（電話 06-6360-9077）にお問い合わせください。

9 その他

- (1) 企画提案書の提出にあたっては、「大阪府委託訓練事業に係る企画提案公募要領」、「仕様書」とあわせて、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」、「公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」（以下のホームページからご覧いただけます）を熟読し遵守してください。

（ https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puopo.html ）

- (2) 企画提案内容については、補足説明等をお願いすることがあります。
- (3) 契約に際して、企画提案書に記載された内容に虚偽の記載があった場合には、契約をしないことがあるほか、大阪府が被る損害について賠償を請求することがあります。
- (4) 個人情報を取り扱うときは適正に管理してください。
- (5) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定するよう努めてください。
- (6) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。
- (7) 国において委託訓練事業に係る制度改正が行われた場合、契約交渉の相手方として決定した者との協議の上、改正後の制度を適用することがあります。
- (8) 企画提案書の審査にあたって、審査基準として適用される法令は、令和 7 年 10 月 7 日（公募開始日）現在の法令を適用することとします。

【DXリテラシー標準の項目の一覧】

カテゴリー	サブカテゴリー	項目	項目番号	行動例/学習項目例（概要）	行動例/学習項目例（詳細）
Why	—	社会の変化	1	メカトレンド・社会課題とデジタルによる解決 日本と海外におけるDXの取組みの差 社会・産業の変化に関するキーワード	サステナビリティ：SDGs、持続可能な開発、経済、交通流通、物流のキャパシティ。人口動態：人口減少・高齢化。地球環境：脱炭素社会、気候変動、水資源・食糧供給、自然災害・感染症対策。エネルギー：エネルギー供給の持続可能性。人材育成・教育：教育格差、リカレント教育・リスキング、労働市場：仕事の需給や流動性に関する質的・量的変化。 日本と海外におけるDXの取組みの差。 第4次産業革命、Society5.0で実現される社会、データ駆動型社会。
	—	顧客価値の変化	2	顧客・ユーザーの行動変化と変化への対応 顧客・ユーザーを取り巻くデジタルサービス	購買行動の変化。変化に対応した広告手法：レコメンド、SEO、リスティング広告、インフルエンサー、OMO（Online Merges with Offline）、LBM（Location Based Marketing）。データ・デジタル技術を活用した顧客・ユーザー行動の分析事例。 eコマース。動画・音楽配信。タクシー配車アプリ。デリバリーサービス。電子書籍。インターネットバンキング。
	—	競争環境の変化	3	デジタル技術の活用による競争環境変化の具体的事例	出版業・書籍流通業における環境変化（電子媒体のシェア上昇、インターネットにおける情報入手）。古書・中古品売買市場における環境変化（CtoCプラットフォームの登場）。レンタルビデオ・CDショップ市場における環境変化（動画配信・音楽配信サービスの登場）。旅行業（旅行代理店）における環境変化（個人が海外・国内を問わず宿泊先・ツアーの予約が容易に行えるサービスの登場）。音楽配信サービスにおける環境変化（曲・アルバム単位での購入から定額制サービスへ）。
What	データ	社会におけるデータ	4	データの種類 社会におけるデータ活用	取得方法による分類：行動ログデータ、機械の稼働ログデータ、実験データ、調査データ、生体データ。取得主体による分類：1次データ、2次データ。データそのものの属性による分類：構造化データ、非構造化データ（文字・画像・音声 等）、メタデータ。 ビッグデータとアナレーション。オープンデータ。
		データを読む・説明する	5	データの分析手法（基礎的な確率・統計の知識） データを読む データを説明する	質的変数・量的変数。データの分布（ヒストグラム）と代表値（平均値・中央値・最頻値）。データのばらつき（分散・標準偏差・偏差値）。相関関係と因果関係。データの種類（名義尺度、順序尺度、間隔尺度、比率尺度）。 データや事象の重複に気づく。条件をそろえた比較。誇張表現を見抜く。集計ミス・記載ミスの特定。 データの可視化（棒グラフ・折線グラフ・散布図・ヒートマップなどの作成）。分析結果の言語化。
		データを扱う	6	データの入力 データの抽出・加工 データの出力 データベース	機械判読可能なデータの作成・表記方法（参考：総務省 機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール）。 データの抽出、データクレンジング（外れ値、異常値）、フィルタリング・ソート、結合、マッピング、サンプリング、集計・変換・演算。 データのダウンロードと保存、ファイル形式。 データベース管理システム。データベースの種類：リレーショナルデータベース、キーバリュ形式。データベースの構造：テーブル、レコード、フィールド。データベースの設計：データの正規化の概要、ER図。
		データによって判断する	7	データドリブンな判断プロセス 分析アプローチ設計 モニタリングの手法	仮説構築。仮説の修正。一次情報を用いたデータの検証。データの信頼性の判断・明示（中身に誤りや偏りがないか、量が十分にあるか、出所や更新日が明確か、組織のルールに基づいて取り扱われているデータか等）。分析結果に基づいた意思決定。 必要なデータの確保。分析対象の構造把握。業務分析手法。データ・分析手法・可視化の方法の設計。 モニタリングの手法。
	デジタル技術	AI	8	AIの歴史 AIを作るために必要な手法・技術 人間中心のAI社会原則 AIの得意分野・限界 AIに関する最新の技術動向	AIの定義。AIブームの変遷。過去のAIブームにおいて中心となった研究・技術（探索・推論 等）。 機械学習の具体的手法：教師あり学習、教師なし学習、強化学習 等。深層学習の概要：ニューラルネットワーク、事前学習、ファインチューニング 等。AIプロジェクトの進め方 等 人間中心のAI社会原則、ELSI（Ethical, Legal and Social Issues）等 強いAIと弱いAI 等。 生成AI 等。
				クラウドの仕組み クラウドサービスの提供形態 クラウドに関する最新の技術動向	オンプレミスとクラウドの違い。パブリッククラウドとプライベートクラウド。クラウドサービスにおけるセキュリティ対策。 SaaS（Software as a Service）、IaaS（Infrastructure as a Service）、PaaS（Platform as a Service）。 クラウドに関する最新の技術動向。
		ハードウェア・ソフトウェア	10	ハードウェア ソフトウェア 企業における開発・運用 ハードウェア・ソフトウェアに関する最新の技術動向	ハードウェアの構成要素：プロセッサ、メモリ、ストレージ、入出力機器。コンピュータ・入出力機器の種類：PC、サーバー、汎用機、スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末、スマートスピーカー、センサー、デジタルサイネージ、ドローン。 ソフトウェアの構成要素：OS、ミドルウェア、アプリケーション。オープンソースソフトウェア。プログラミングの思考：アルゴリズムの基本的な考え方、プログラミング言語の特徴。 プロジェクトマネジメントの概要。サービスマネジメントの概要。 ハードウェア・ソフトウェアに関する最新の技術動向。
				ネットワーク インターネットサービス インターネットサービス ネットワークに関する最新の技術動向	ネットワーク方式（LAN・WAN）。接続装置（ハブ・ルーター）。通信プロトコル、IPアドレス。ドメイン。無線通信（Wi-Fi 等）。 電子メール。5G（モバイル）。リモート会議等のコミュニケーションサービス。ネット決済等の金融サービス。 ネットワークに関する最新の技術動向。
	How	活用事例・利用方法	12	事業活動におけるデータ・デジタル技術の活用事例 生成AIの活用事例	サービス：配膳ロボット導入、顧客情報を用いた購買傾向の分析。販売：バーチャル試着サービス、無人コンビニエンスストア。マーケティング：購買履歴に合わせたリコメンド機能、ビッグデータを用いたリスティング広告。製造：製造データの蓄積・分析（スマートファクトリー）、部品在庫の自動管理・調達。研究開発：研究業務のリモート化、研究データ基盤システムの構築。調達：電子契約システムの導入、サプライチェーン情報の一元化。物流：ブロックチェーンを用いた生産情報のトラッキング、顧客情報を用いた再配達の予防。 業務全般における文章作成・要約、情報収集、課題抽出、アイデア出しへの大規模言語モデルの利用等、顧客体験の改善、ビジネス変革等。
				日常業務に関するツールの利用方法 生成AIの利用方法 自動化・効率化に関するデジタルツールの利用方法	コミュニケーションツール：メール、チャット、プロジェクト管理。オフィスツール：文字のサイズ・フォント変更、基本的な関数、表の作成。便利なショートカット。検索エンジン：検索のコツ。 画像生成ツール、文章生成ツール、音声生成ツール等の概要。指示（プロンプト）の手法。 ノーコード・ローコードツールの基礎知識。RPA、AutoMLなどの自動化・内製化ツールの概要。
		セキュリティ	14	セキュリティの3要素 セキュリティ技術 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）	機密性。完全性。可用性。 暗号。ワンタイムパスワード。ブロックチェーン。生体認証。 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）。
				個人がとるべきセキュリティ対策 ネット被害・SNS・生成AI等のトラブルの事例・対策 データ利用における禁止事項や留意事項	IDやパスワードの管理。アクセス権の設定。覗き見防止。添付ファイル付きメールへの警戒。社外メールアドレスへの警戒。 写真の位置情報による住所の流出。アカウントの乗っ取り。炎上。名誉棄損判決。SNSやAIツール、検索等の入力データによる情報漏洩。生成AIなどの学習データ利用。 結果の捏造。実験データの濫用。恣意的な結果の抽出。ELSI（Ethical, Legal, and Social Issues）。
		留意点	15	個人情報保護法。個人情報の取り扱いルール。業界団体等の示すプライバシー関連ガイドライン。 知的財産権が保護する対象 諸外国におけるデータ規制の内容 サービス利用規約を踏まえたデータの利用範囲	個人情報保護法。個人情報の取り扱いルール。業界団体等の示すプライバシー関連ガイドライン。 著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権。不正競争防止法。 GDPR。CCPA。その他産業データの保護規制。 サービス提供側における入力データの管理/利用方法の確認。社内や組織における利用ルールの確認。

（備考）

- 注 1 訓練実施機関は、DXリテラシー標準を適宜参照しつつ、実施する職業訓練のカリキュラム等から習得を目指すスキル項目を確認し、含まれるものに、チェック欄に「✓」を入れ提出すること。
2 訓練カリキュラムにスキル項目に関連する訓練項目があれば、訓練実施機関の判断により学習項目を追加して差し支えないこと。
3 訓練実施機関は、チェックシートに添えて、DSSのスキル項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類を提出すること。